

2007年5月26日

日本刑法学会

研究報告

罰金刑の目的と量定

永田 憲史

(関西大学法学部専任講師)

レジュメ 2頁

報告原稿 3～18頁

罰金刑の目的と量定

永田 憲史(関西大学)

一、はじめに

総額罰金制度(定額罰金制度)? 日数罰金制度?

【視点】①罰金刑の目的に適っていること + ②法益剥奪の程度が公正・公平であること

二、罰金刑の目的

①国庫収入の増加を図る目的、②改善・更生・社会復帰の目的、③抑止・威嚇の目的、
④応報・報復の目的、⑤危険性の除去の目的(保安処分的性質説)

…賦科段階よりも徴収・執行段階を重視 ←行為者の経済状態から制約を受けることに

⑥表示・表現目的:行為者・被害者・一般国民に明瞭な金額の形で行為責任の量を表示・表現する目的
金銭は時間とは異なる性質 →賦科段階を重視すべき

三、日数罰金制度の問題点

(1)「日数」

自由刑との連続性 ←→ 金銭単位でのわかりやすい表現から撤退 …表示・表現目的の達成には不十分

(2)「日額」

犠牲平等原則の具体化も不十分?

①「同等に絶対的な犠牲」、②「同等に比例的な犠牲」、③「同等に限界的な犠牲」

侵害原理 ←飲酒運転の際の罰金額が低下してしまうため、自由刑の選択が増加すると懸念

実所得原理 ←実所得全てを剥奪すれば、資産を全く持たない行為者の生計が破壊される

→「通常、行為者が平均して一日に得る又は得ることができる実所得を判断の出発点とする」

※所得 …相続財産、贈与物、宝くじの当籤金、売却利得の扱いが問題

所得源泉説(周期説・反復継続説) ←経済的能力が正確に反映されない

純資産増加説(包括的課税所得概念) ←資産の調査・査定は困難

※資産 …資産剥奪の禁止が強く影響 ←経済的能力が正確に反映されない

どの程度の資産の剥奪が個々の行為者ごとに許されるかが問題であるはず

一定金額の日額への上乗せは時間的な枠組への恣意的な適合にすぎない

四、新たな量定方法

日数罰金制度の長所と刑事制裁としての被害弁償命令の長所を融合するべき

第一段階:「行為責任額」の量定 …行為者の事情は斟酌しない

第二段階:支払内容の変更の申立て …まず資産を充当、不足分は分割払+執行猶予

例)行為責任額 300万円-資産 50万円=残額 250万円 …毎月 2万円×12月×3年=72万円 (差額 178万円は執行猶予)

【関連論文】

「刑事制裁としての被害弁償命令(一)」法学論叢 153 巻 1 号(2003)72 頁以下、「同・(二)・完」153 巻 2 号(2003)112 頁以下

「刑事制裁としての費用支払命令」関西大学法学論集 55 巻 6 号(2006)62 頁以下

「ニュージーランドの罰金刑」関西大学法学論集 56 巻 2-3 号(2006)265 頁以下

「罰金刑の目的」関西大学法学論集 56 巻 5-6 号(2007)掲載予定

「ニュージーランドの反則金と我が国の交通反則金」関西大学法学論集 57 巻 1 号(2007)掲載予定

「罰金刑の量定(一)」関西大学法学論集 57 巻 2 号(2007)掲載予定、「同・(二)・完」57 巻 3 号(2007)掲載予定

罰金刑の目的と量定

永田 憲史

一、はじめに

只今、ご紹介にあずかりました、関西大学の永田憲史でございます。

このたびは、研究報告の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

本日は、「罰金刑の目的と量定」と題しまして、報告を行なわせていただきます。

これまで、罰金刑に関する議論の中心は、どのような量定方法が望ましいか、という点にあったと思われます。すなわち、総額罰金制度と日数罰金制度のどちらの量定方法が望ましいのかが争われてきました。総額罰金制度は、行為責任と行為者の経済状態などの事情を総合的に斟酌し、罰金額を判断するものであります。これに対し、日数罰金制度は、行為者の行為責任を「日数」で、行為者の事情を「日額」でそれぞれ量定し、両者の積を罰金総額とするものであります。従来、総額罰金制度の短所を改善することができるとして、日数罰金制度がかなり肯定的に評価されてきたと言えます。

どちらの量定方法が望ましいのか、あるいは、第三の量定方法が模索されるべきであるのかを判断するためには、以下の2つの要請を踏まえて検討するべきであると考えます。

第一に、罰金刑の目的に適った量定方法であることが求められます。これは、罰金刑のどのような点に着目し、どのような目的で罰金刑を利用しようとするのかによって、ふさわしい量定方法が異なってくると考えられるためです。

第二に、実体的デュー・プロセス、すなわち、適正処罰の観点から、行為者の法益剥奪に着目して公正・公平な量定を行なうことが要請されます。具体的には、行為者の経済状態を斟酌して、実際の支払額が判断されなければならないことになります。

これまで、我が国では、罰金刑は道路交通関係を中心とする限られた領域で利用されてきたにすぎませんでした。しかし、罰金刑の利用を特定の罪種に限定する必然性は乏しいはずで

また、従来、ともすれば、犯罪者には資力がなく、罰金刑の支払が困難であることが当然の前提とされてきたようにも思われます。しかし、現実に所得も資産も全くない者は多くはないはずで

逆に、多くの所得や資産がある者も少なくありません。金銭の過度の剥奪が許されないことはもちろんですが、行為者の経済状態に適した可能な範囲で、犯罪に見合った程度の剥奪を行なうことは、公正・公平な量定のために必要であると考えられます。

そこで、本報告においては、罰金刑の特徴を活かし、その有効性を向上させ、その適用領域を拡大できないかという問題関心から、罰金刑の目的を考察し、それを踏まえて、罰金刑の量定方法を検討したいと思います。

二、罰金刑の目的

まず、罰金刑の目的をどのように考えるべきでしょうか。

罰金刑の目的として、国庫収入の増加を図る目的、改善・更生・社会復帰の目的、抑止・

威嚇の目的、応報・報復の目的、危険性の除去の目的などが考えられます。

第一に、国庫収入の増加を図る目的からは、相続財産への執行を認めることになります。

また、行為者の経済状態の如何を問わず減額を認めないことが導かれます。しかし、こうした帰結は、罰金刑の法的性質を私法上の債務などと同一視するものであって、刑罰と債権・債務を区別しないものであり、許されません。ドイツでも、19世紀から20世紀初めにかけて、同様の議論がなされてきました。

第二に、改善・更生・社会復帰の目的はどうでしょうか。ドイツのヴュルテンベルガーは、行為者が罰金刑を支払うために、何らかの利益を断念したり、その金銭資産を儉約しようとしたりするため、改善効果が生じるとしました。我が国においても、ヴュルテンベルガーの影響を受けて、市川秀雄博士が無定量の罰金刑を提唱しています。

こうした見解は、罰金刑と自由刑の目的を同一に考え、罰金刑の賦科・言渡し段階よりも徴収・執行段階を重視し、改善・更生・社会復帰の目的を持たせようとするものであると言えます。

しかし、罰金刑は、自由刑と継続性・持続性の点で異なります。すなわち、その執行段階において、自由刑の場合、一定期間、自由という法益の剥奪が継続してなされるのに対し、罰金刑の場合、法益剥奪が一時的であり、継続性・持続性がありません。このことは、分割払がなされる場合も同様です。つまり、毎回の支払の際に法益剥奪が単発的に生じているにすぎないわけです。それゆえ、自由刑の場合、処遇を行なう時間や機会が存在し、改善・更生・社会復帰の目的を観念する余地が生じやすいのに対して、罰金刑の場合、こ

のような時間や機会が乏しく、ヴュルテンベルガー自身も認めたように、本来、改善・更生・社会復帰の目的を観念し難いことは否定できません。そもそも、金銭の支払により、積極的な改善効果を生じさせることは困難であると思われます。また、実体的デュー・プロセスの観点から、行為者の経済状態を理由に、罰金額全額の徴収・執行ができないことも少なくありません。従って、罰金刑に改善・更生・社会復帰の目的を設定することは妥当でないと言えます。

第三に、抑止・威嚇の目的はどうでしょうか。ヴュルテンベルガーは、特に利欲犯の場合、犯罪行為から得られた利益を超える罰金額を行為者に支払わせることにより、行為者にとっての費用便益計算が悪化するため、抑止・威嚇の目的を達成することができるとします。アメリカ合衆国の連邦最高裁判所も、同様の考え方をとっています。

こうした見解も、これまで紹介した目的と同様に、罰金刑の賦科・言渡し段階よりも徴収・執行段階を重視するものであると言えます。なぜなら、行為者により実際に罰金刑が支払われて初めて、抑止・威嚇という目的に適うと考えられるためです。

しかし、そもそも、検挙され、訴追される事件は、実際に発生している事件の一部にすぎません。それゆえ、抑止・威嚇効果を高めるため、犯罪によって得られた利益に比して、罰金額が高額化する可能性が高いと言えます。実際に、アメリカ合衆国では、企業犯罪においてその傾向が強く看取できます。しかし、抑止・威嚇のために、罪刑の均衡を著しく失するほど重い罰金刑を賦科し、徴収・執行することは、実体的デュー・プロセスや責任主義の観点から、妥当ではありません。また、逆に、行為者の経済状態を理由に、罰金額

全額の徴収・執行ができないことも少なくありません。従って、抑止・威嚇の目的は、不適切であり、しかも、制約を受ける蓋然性が高いと言えるため、罰金刑に抑止・威嚇の目的を設定することは妥当ではありません。

第四に、応報・報復の目的はどうでしょうか。この見解は、行為責任に対応する罰金額を賦科し、徴収・執行を行ない、行為者に財産的苦痛を与えることを目指します。それゆえ、この見解も、これまで紹介した目的と同様に、罰金刑の賦科・言渡し段階よりも徴収・執行段階を重視するものであると言えます。

しかし、ここでもまた、実体的デュー・プロセスの観点から、行為者の経済状態を理由に、罰金額全額の徴収・執行ができないことも少なくありません。犯罪に見合った剥奪を行なうという応報・報復の目的の方向性は、妥当であると考えられるものの、かかる目的は制約を受ける蓋然性が高いと言え、応報・報復の目的を第一の目的とすることはためらわれます。

第五に、危険性の除去の目的はどうでしょうか。この見解は、行為者が犯罪から得られた財産を所有し続けた上、その財産が新たな害悪の惹起に利用されるという危険性をなくすため、行為者からそうした金銭を剥奪する手段として罰金刑を利用しようとしています。すなわち、罰金刑に保安処分的性質を持たせるものです。この見解も、これまで紹介した目的と同様に、罰金刑の賦科・言渡し段階よりも徴収・執行段階を重視するものであると言えます。

しかし、金銭は、本来、価値中立的なものであり、金銭に危険性を観念することは妥当

ではありません。また、犯罪から得られた金銭や財産の剥奪は、本来、没収刑によって行なわれるべきです。従って、危険性の除去の目的は、罰金刑に本来的に設定できないと考えられます。

以上のように、これまで紹介したいずれの目的も、罰金刑の目的として、あるいは第一の目的として不適切です。そこで、罰金刑の特質という点から、どのような目的が望ましいのか、考察したいと思います。

罰金刑の場合、自由刑とは異なり、法益剥奪の評価単位は金銭です。金銭は次のような性質を有しています。まず、金銭には個々の質的差異がなく、価値尺度としてそれ自体完全に中立です。それゆえ、一定の金銭の量は、誰にとっても同じ財産的価値として存在します。従って、金銭の場合、その相対的な程度よりも、絶対量が注目されやすく、行為者にも、被害者にも、一般国民にも明瞭です。具体的には、1万円は、その資産における割合は人ごとに異なるものの、誰にとっても、1万円の絶対的な価値があり、他者から見て、そのことは明瞭です。また、金銭は何らかの対象のための純粋な手段です。すなわち、その用途が限定されず、その利用の時期も制約されません。これらの性質は、いずれも自由刑の剥奪対象である時間とは異なるものです。

そこで、罰金刑の目的の設定にあたっては、金銭が有するこれらの長所を活かす必要があります。すなわち、金銭の場合、絶対量が注目され、明瞭であり、処分しやすいという特質を踏まえて、罰金刑は、行為者にも、被害者にも、一般国民にも明瞭な金額の形で、行為責任の量を表示・表現することを目的とするべきです。これを、以下では、表示・表

現目的と呼ぶこととしたいと思います。

そして、被害弁償命令などの他の財産的刑事制裁も、表示・表現目的を有していると考えられます。それゆえ、表示・表現目的の観点からは、どのような理由で、いかなる金額が賦科されたのかを明確にするために、罰金刑以外の刑事制裁との役割分担を図るべきだと考えます。すなわち、被害については、被害弁償命令で、費用については、費用支払命令で、犯罪収益などについては、没収刑・追徴刑で表示・表現すべきです。罰金刑は、被害弁償命令、費用支払命令、没収刑・追徴刑が評価する被害、費用、犯罪収益など以外の、法秩序の違反という公的な部分を賦科の対象とするべきです。

このようにして、行為責任の量を表示・表現することにより、副次的な効果として、行為者にとっては、自己の惹起した結果の重大性を認識することが容易となり、改善・更生・社会復帰の「契機」とすることができ、また、被害者や一般国民にとっては、被害や犯罪の重大性が公的にわかりやすく認定されることで、刑事司法運営に納得し、刑事司法機関への信頼が醸成されうることとなります。以上のように、罰金刑の徴収段階ではなく、賦科・言渡し段階に着目すべきであると考えます。

このように考えれば、行為者の経済状態により、徴収・執行ができない場合にも、罰金刑がその役割を果たすことができます。もちろん、実体的デュー・プロセスの観点から、行為者に加えられる法益剥奪の程度に着目しなければなりません。それゆえ、行為者の経済状態を斟酌して、「実際の」支払額を決定する必要があります。徴収・執行段階においては、先に述べたように、応報・報復の目的を貫徹することは許されず、行為者の経済状態

から制約を受けることになります。

従って、罰金刑の目的は、賦科・言渡し段階において、行為者の行為責任の量を表示・表現することと、徴収・執行段階において、行為者の事情を考慮して、可能な範囲で応報・報復を達成することにあると考えるべきです。このうち、賦科・言渡し段階の表示・表現目的が罰金刑の目的として重視されなければなりません。

三、日数罰金制度の問題点

それでは、このような目的に適いつつ、公正・公平な量定を行なう方法として、いかなる量定方法が妥当でしょうか。

まず、我が国でも採用されている総額罰金制度は、行為責任と行為者の経済状態を総合的に考慮するため、いかなる理由で罰金額が導き出されたのか、わかり難いものとなってしまっています。それゆえ、賦科・言渡し段階の表示・表現目的に適った量定方法であるとは言えません。また、行為者の法益剥奪に着目して公正・公平な量定を行なっているかどうかの検証も不可能です。従って、総額罰金制度は、冒頭で提示した第一の要請にも第二の要請にも応えるものとなっておらず、罰金刑の量定方法として不適切であると言わざるをえません。

次に、日数罰金制度はどうでしょうか。ここでは、ドイツの制度を検討の対象としたいと思います。

日数罰金制度においては、行為責任と行為者の事情を「日数」と「日額」で峻別して量

定する点に特徴があります。日数において時間の要素を持ち込み、罰金刑が不払となった場合、罰金刑の日数に応じて代替自由刑へと転換されるとすることで、自由刑との連続性を持たせることを志向していると言えます。他面で、罰金刑において、「日数」という時間の概念が登場することになり、わかりやすさで勝る金銭単位での表現から撤退することになります。その結果、行為責任をわかりやすく表示・表現するという冒頭で提示した第一の要請に応えるものとはならないのではないかと懸念を生じさせます。すなわち、賦科・言渡し段階の表示・表現目的に適った量定方法であるとは言い難いものとなっています。

第二の要請である公正・公平な量定という点はどうでしょうか。

日数罰金制度は犠牲平等原則を具体化したものであるとされます。しかし、どのようにすれば、行為者に科せられる「犠牲」が「平等」となるのかは必ずしも明確ではありません。

まず、所得や資産の量に関わらず、同じ絶対量の不利益を賦科すれば足りるとする「同等に絶対的な犠牲」の考え方があります。しかし、豊かな者と比べて貧しい者ほど相対的に大きな不利益を負うため、古くから公正・公平ではないとされてきました。

そのため、所得や資産に対して相対的なものとなるよう犠牲を賦科する「同等に比例的な犠牲」の考え方が支持されてきました。もっとも、量定の基礎となるのが、行為の重大性であるのか、行為者の経済状態であるのかが争われてきました。また、犠牲が、資産の一定割合であるのか、所得の一定割合であるのかも議論されてきました。

しかし、第二次世界大戦後に旧・西ドイツの日数罰金制度で採用されたのは、賦科後に

残る各個人の所得や資産の絶対量が同等のものとなるよう犠牲を観念するという、「同等に限界的な犠牲」の考え方でした。制度設計に大きな影響を与えたのは、罰金刑を「所要時間の金銭刑」とするバウマンらの対案でした。「同等に限界的な犠牲」を図ることで、自由刑との連続性が確保されることとなりました。

もっとも、「同等に限界的な犠牲」を判断するために、いかなる因子を取り込むかについて、2つの考え方が対立することとなりました。すなわち、実所得原理と侵害原理の2つです。

まず、実所得原理は、行為者が得る所得から生活のために必要な支出を差し引いた実所得を全て剥奪しようとするものです。従って、実所得原理においては、日々の実収益をそのまま日額とすることになります。

これに対し、侵害原理は、おおよその実所得を基礎にして行為者にいかなる侵害を求めうるかを斟酌し、日額を決定するものです。それゆえ、侵害原理においては、所得だけでなく、資産などを斟酌して、行為者に日々平均して求めうる金額を日額とすることになります。そのため、通常、貧しい行為者の場合、侵害として要求しうる額が実所得よりも小さくなることから、罰金総額は実所得原理よりも侵害原理のほうが低額になります。これに対し、豊かな行為者の場合、資産の多さを考慮することによって、侵害として要求しうる額が実所得の数倍とされるなど、実所得よりも大きくなりうるため、罰金総額は実所得原理よりも侵害原理のほうが高額になることもありうるようになります。このように、侵害原理は、日額を行為者の事情によりよく適合することを可能にするという長所を有して

います。また、改正の模範とされた北欧では、侵害原理が採用されていました。それゆえ、当初、侵害原理が妥当なものとしてされていました。

しかし、侵害原理を採用することにより、多くの行為者にとっては、日額が低く算定され、従来の量刑実務に比べて罰金総額が一般的に低下する可能性が高いことが指摘されると、議論状況は一変しました。日数罰金制度の導入により、罰金総額が従来よりも低額であるため、罰金刑の適用が回避され、従来、罰金刑が適用されていた事案に自由刑が選択されるようになってしまうのではないかという懸念が広まりました。その中でも特に槍玉に挙げられたのが、罰金刑の適用において多くを占めていた飲酒運転の事案の取扱いでした。かくして、実所得原理が現行法に採用されることとなりました。

もっとも、実所得原理を厳格に適用することには無理がありました。なぜなら、実所得全てを剥奪するという形で実所得原理が厳格に適用された場合、資産を全く持たない行為者は、即時に罰金総額を支払うことができず、生計が完全に破壊されてしまいかねないためです。それゆえ、日額の算定にあたっては、通常、行為者が平均して1日に得る又は得ることができる「実所得」を判断の出発点としなければならないと規定されました。

このように、「実所得」を判断の出発点とすることはドイツの日数罰金制度の大きな特徴であると言えます。もっとも、「所得」に相続財産などの偶然又は異常な収益や、売却による利得を含むかについては、財政学上、対立がありました。所得源泉説と純資産増加説の対立です。

まず、所得源泉説は、所得とは、ある者及びその扶養家族の人的な欲求を賄うために財

を産み出す規則性・反復継続性を有する絶え間ない源泉であって、一定期間内に収益として個人の自由処分が可能となった現実化した財の総体であると定義します。それゆえ、相続財産などは規則性・継続反復性が予定されたものではないため、源泉に含まれず、所得には含まれません。

このような考え方に対しては、その者の経済的能力・支払能力を正確に把握するものではないとする批判がなされました。そこで、純資産増加説は、所得とは、ある者の一定期間内の純資産の増加であると定義し、相続財産などを所得に含めるべきだとします。今日、純資産増加説は、ドイツを始めとする多くの国の所得税法に採用されています。我が国の所得税法も純資産増加説に沿うものとなっています。

しかし、ドイツの日数罰金制度においては、相続財産などを所得に含めることはありません。すなわち、純資産増加説ではなく、所得源泉説の考え方に沿うものとなっています。これは、純資産増加説を採用した場合、その所得額が調査期間の最初と最後の資産量の差として把握されることから、資産を調査・査定する必要がありますが、実務上、資産額の調査・査定には困難を伴うためであると考えられます。しかし、所得の範囲を限定することにより、行為者の経済的能力・支払能力が正確に反映されないという問題を抱えることになっています。

また、資産の扱いも問題です。

同じ行為責任を負う行為者が、同じ実所得であるというだけで、同じ罰金額とされた場合、資産のある行為者はその資産から罰金額を支払うことができるのに対し、資産のない

行為者は所得から罰金額を支払わなければならない、苦痛の程度が異なりうることになりま
す。また、資産を有する行為者間でも、所有する資産の多寡によって苦痛の程度が異なり
かねません。

しかし、ドイツにおいては、資産剥奪の禁止という原則から、資産の剥奪は慎重を要す
ると考えられてきました。既に見たように、相続財産などが所得に含まれないのは、これ
らが資産と機能的に同置されるためであると言えます。実所得原理の下では、資産を投資・
運用して得られた収益だけが、「所得」に含まれるにすぎません。

確かに、資産を野放図に剥奪することは、ナチス＝ドイツの例を挙げるまでもなく、妥
当ではありません。一方で、罰金刑の算定にあたって、資産を全く考慮しないならば、行
為者の経済状態に適合した罰金額を賦科し得ないこととなってしまう、公正・公平な量定
とは言えません。問題は、個々の行為者ごとに、どの程度の資産の剥奪が許されるかとい
うことであるはずで、ドイツでも、実務上、資産のうち、一定金額を超える部分について
は、一定金額ごとに日額を上昇させるものとされています。しかし、このようなやり方は、
日数罰金制度の時間的な枠組への適合を強いるものであって、一定の資産量を日額へ恣
意的に転換するにすぎないものと言わざるを得ません。

従って、日数罰金制度は、時間の枠組を導入することにより、所得への着目に傾斜する
ものであるため、日額で資産を取り込むことが困難です。そのため、行為者の経済的能力
を十分に把握するものではなく、犠牲平等を達成することができないと言えます。それゆ
え、行為者の法益剥奪に着目して公正・公平な量定を行なうという冒頭で提示した第二の

要請にも応えるものとはなっていません。それゆえ、罰金刑の量定方法としては妥当ではありません。

四、新たな量定方法

それでは、罰金刑の望ましい量定方法はどのようなものでしょうか。日数罰金制度の長所と、アメリカ合衆国で採用されている刑事制裁としての被害弁償命令の長所、ニュージーランドの反則金の支払状況を参考に考察することとしたいと思います。

日数罰金制度において見られるように、行為責任と行為者の事情を峻別して量定することは、行為責任だけをわかりやすく表示・表現しつつ、行為者の法益剥奪に着目して公正・公平な量定を行ないうるものであります。もっとも、日数罰金制度のように、行為責任を日数という時間の評価単位で表現すれば、わかりやすさという点で劣ることは否定できません。そこで、行為責任も金銭で表現することが望ましいと考えます。それゆえ、まず、第一段階では、行為者の事情を斟酌することなく、行為責任の量だけを金銭によって表示・表現すべきであります。以下、この金額を「行為責任額」と呼ぶこととします。

行為責任額を直ちに支払いうる行為者はそのまま支払を行なうこととなります。既に見ましたように、資産を有する者は、その資産を用いて支払いを行なうことが公平に適います。實際上、多くを占める軽微な犯罪においては、行為責任額がそれほど大きくないため、多くの行為者が、次に述べる第二段階に進むことなく、そのまま支払いうることとなるでしょう。ニュージーランドの反則金の支払状況も同様の結果を示しています。また、この

ように、支払可能な行為者の事情、特に経済状態を斟酌せずにするにより、実務上の負担を相当程度回避することができます。

行為責任額を直ちに全額支払いえない行為者には、分割払など、支払内容の変更の申立てを第二段階として行なうことができるようにすべきだと考えます。資産を支払に充当しても行為責任額に達しない場合、原則として、その行為者の所得の一部から分割払により支払わせるようその支払計画を立てるべきです。行為責任額に比して、行為者の所得が小さく、分割払による支払総額が行為責任額に満たない場合、その差額は執行猶予とすべきです。これに関連して、分割払の支払が、当初定めた期間について、完全に履行されれば、差額の支払義務は消滅するとすべきです。

行為者の法益剥奪に着目して公正・公平な量定を行なうという要請から、この差額の支払を実際に求めることは妥当ではありません。しかし、分割払の支払を完了する前に、差額の支払を免除することは、適切ではありません。なぜなら、行為者は、本来、行為責任額全額を支払うべきであって、そのことをここでも表示・表現すべきと考えるためです。

以上のように、第一段階で行為責任額の言渡しを行ない、第二段階で支払内容の変更の申立てを行いうるようにすることで、行為責任をわかりやすく表示・表現するという第一の要請と、行為者の法益剥奪に着目して公正・公平な量定を行なうという第二の要請に同時に応えることができます。それゆえ、かかる制度を我が国に導入すべきであると考えます。実際、日数罰金制度とは異なり、現在の総額罰金制度に近いので、国民に受け入れられやすいとも言えるでしょう。

以上、拙い報告で恐縮ではございましたが、ご教示・ご指摘を賜れば幸いです。